

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 （06-6469-7970） 東部市場 （06-6756-3981） 南港市場 （06-6675-2020）																																	
処分課（担当）名	同上																																	
処分の名称	売買参加の認定の取消しその他の処分（法令違反に対する監督処分として行うもの）																																	
概要	売買参加者（その代表者又は代理人、使用人その他の従業員を含む。）が大阪市中央卸売市場業務条例、同条例施行規則若しくは同南港市場施行規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、認定の取消しのほか、行為の中止命令等の措置を講じることがあります。																																	
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第69条第3項（昭和46年条例第40号） （https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html） 大阪市中央卸売市場における市場業務等に係る行政処分要綱 （中央卸売市場 本場・東部市場・南港市場各場担当窓口）																																	
処分基準	◎違反した売買参加者に対し、次に掲げる処分をすることがあります。 (1) 違反行為の中止、変更その他の是正命令 (2) 50,000円以下の過料納付命令 (3) 認定の取消し、6月以内の期間を定めた市場への入場の停止命令 ◎入場の停止を命令する場合は、次の表によります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>処件事由（抵触規定）</th> <th>基準期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>衛生上有害な物品の売買、所持（条例第51条第2項）</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>その他売買取引に関する条例等違反</td> <td>2日、7日又は20日</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>施設の無許可使用（条例第54条第1項、第56条第1項又は第58条第1項）</td> <td>2日又は7日</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>必要物品の放置（施行規則第52条第1項第2号又は南港規則第53条第1項第2号）</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>改善措置命令違反（条例第68条各項）</td> <td>2日、7日又は20日</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>監督処分違反（条例第69条各項）</td> <td>7日又は20日</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>市場内における無許可営業（条例第73条第1項）</td> <td>2日又は7日</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>駐車禁止場所への駐車（条例第75条第1項）</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>上記以外の市場の業務又は市場内における他人の業務の妨害、その他市場の秩序を乱す行為（条例第75条第1項）</td> <td>2日、7日又は20日</td> </tr> <tr> <td>コ</td> <td>条例及び条例に基づく規則に定める各種届出、報告、提出、公表等義務違反</td> <td>2日</td> </tr> </tbody> </table> ◎基準期間は加算される場合があります。 ◎処分の量定は、市場の適正・健全な運営への影響の程度、他の取引参加者の不利益の程度、売買参加者の過失の程度その他の事情を総合的に考慮して決定します。 ◎ただし、違反行為に対し、条例で個別に監督処分が定められている次の行為については、当該規定によります。 (1) セリ又は入札において不正行為、不当な価格形成等が認められる場合の売買差止め、セリ直し又は再入札の命令（条例第49条第1項） (2) 売買取引での不正・不当な行為が事後に認められた場合又は取引参加者との間で買受代金の支払いを怠った場合の6月以内の期間を定めた売買取引への参加差止め（条例第49条第2項）	項番	処件事由（抵触規定）	基準期間	ア	衛生上有害な物品の売買、所持（条例第51条第2項）	2日	イ	その他売買取引に関する条例等違反	2日、7日又は20日	ウ	施設の無許可使用（条例第54条第1項、第56条第1項又は第58条第1項）	2日又は7日	エ	必要物品の放置（施行規則第52条第1項第2号又は南港規則第53条第1項第2号）	2日	オ	改善措置命令違反（条例第68条各項）	2日、7日又は20日	カ	監督処分違反（条例第69条各項）	7日又は20日	キ	市場内における無許可営業（条例第73条第1項）	2日又は7日	ク	駐車禁止場所への駐車（条例第75条第1項）	2日	ケ	上記以外の市場の業務又は市場内における他人の業務の妨害、その他市場の秩序を乱す行為（条例第75条第1項）	2日、7日又は20日	コ	条例及び条例に基づく規則に定める各種届出、報告、提出、公表等義務違反	2日
項番	処件事由（抵触規定）	基準期間																																
ア	衛生上有害な物品の売買、所持（条例第51条第2項）	2日																																
イ	その他売買取引に関する条例等違反	2日、7日又は20日																																
ウ	施設の無許可使用（条例第54条第1項、第56条第1項又は第58条第1項）	2日又は7日																																
エ	必要物品の放置（施行規則第52条第1項第2号又は南港規則第53条第1項第2号）	2日																																
オ	改善措置命令違反（条例第68条各項）	2日、7日又は20日																																
カ	監督処分違反（条例第69条各項）	7日又は20日																																
キ	市場内における無許可営業（条例第73条第1項）	2日又は7日																																
ク	駐車禁止場所への駐車（条例第75条第1項）	2日																																
ケ	上記以外の市場の業務又は市場内における他人の業務の妨害、その他市場の秩序を乱す行為（条例第75条第1項）	2日、7日又は20日																																
コ	条例及び条例に基づく規則に定める各種届出、報告、提出、公表等義務違反	2日																																
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html																																	
備考	—																																	